

ぜひ
ご利用ください

令和2年分公的年金等の源泉徴収票を送付

老齢・退職を支給事由とする、日本年金機構からの年金を受給している人全員に、令和2年2月支払分から令和2年12月支払分まで（令和3年1月に支払いがあった人は1月支払分まで）の金額を記載した源泉徴収票を1月中旬より順次送付します（障害年金や遺族年金は、非課税所得であ

るため源泉徴収票は送付していません）。

なお、令和2年分の源泉徴収票の再交付は、令和3年1月から申請を受け付けます。

■問い合わせ先 ねんきんダイヤル（☎0570-05-1165）／弘前年金事務所（外崎5丁目、☎27-1339）

対象の人は
ご確認ください

児童扶養手当と障害年金の併給調整が変更

令和3年3月分から、障害基礎年金等（国民年金法による障害基礎年金、労働者災害補償保険法による障害補償年金など）を受給している人の児童扶養手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が見直されます。

ただし、遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などの障害年金以外の公的年金等のみを受給している人や障害厚生年金（3級）のみを受給している人は、見直しの対象外です。

▼見直しの内容

①**手当額の算出**…これまで、障害基礎年金等を受給していて、その受給額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分以降は、児童扶養手当の額が障害基礎年金等の「子の加算額」を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

②**所得の算定**…児童扶養手当の受給資格者が障害基礎年金等を受給している場合は、非課税の公的年金等（障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など）も所得として取り扱います。

▼手当を受けるための手続き

①**既に児童扶養手当の資格認定を受けている場合**…原則、申請の手続きは不要です。

②**児童扶養手当の資格認定を受けていない場合**…申請が必要です。

申請は随時受け付けていますが、経過措置が下記のとおり設けられていますのでご注意ください。

○これまで障害基礎年金等を受給していたため手当を受給できなかった人で、令和3年3月1日時点で支給要件を満たしている場合…令和3年6月30日までに申請をすれば、3月分の手当から受給できます。

○令和3年3月1日から令和3年6月30日までの間に、新たに児童扶養手当の支給要件に該当した場合…6月30日までに申請をすれば、支給要件に該当した月の翌月分から受給できます。

○令和3年7月1日以降に申請をした場合…申請した月の翌月分から受給できます。

■問い合わせ先 こども家庭課家庭給付係（☎40-7039）



あなたの力を
市政のために

会計年度任用職員（自転車放置防止指導員）を募集

▼**雇用期間** 3月1日～11月30日、令和4年3月1日～3月31日（再度の任用あり）

▼**勤務時間** 週30時間勤務のシフト制（主に午前9時～午後3時45分／実働6時間）

▼**業務内容** JR弘前駅中央口周辺の自転車放置等への指導・警告など

▼**募集人員** 1人

▼**休日** 土・日曜日、祝日法に定める祝日・休日

▼**選考方法** 書類選考および個人面接

▼**申込方法** 2月5日（金・必着）までに、市販の履歴書に必要事項を記入し、郵送または持参で地域交通課へ。

※募集要項は地域交通課で配布しているほか、ホームページにも掲載しています。

■問い合わせ先 地域交通課交通政策係（〒036-8551、上白銀町1の1、市役所3階、☎35-1102）

家族そろって
加入しましょう

交通災害共済加入受け付け開始

令和3年度の交通災害共済加入の受け付けが2月1日から始まります。毎年加入している人も、これまで加入していなかった人も、万が一に備え家族で加入しましょう。

【交通災害共済とは】

全国どこで起きた交通事故でも、通院や入院、死亡した場合に、災害の程度に応じて見舞金または弔慰金を支給する制度です。

▼**加入できる人** ①市内に住民登録がある人／②市内に住民登録がある人と生計を同じにしている、通勤または通学のため市外に居住している人／③市外に住民登録がある人で、市内の学校に通学している人

▼**共済期間** 令和3年4月1日～令和4年3月31日（4月1日以降に加入した場合は、加入した日時から）

▼**掛け金** 1人350円（4月1日以降に加入しても同額）

▼**申込先** 地域交通課（市役所3階）、岩木・相馬総合支所民生課、各出張所窓口
※総合行政窓口（ヒロロスクエア内）、市民課城東分室では受け付けていません。

▼**支給の対象となる交通事故** 自動車同士の事故、歩行中の自動車や自転車との接触事故、自転車走行中の転倒による自損事故など

▼支給の対象とならない交通事故

歩行中の転倒や作業中の事故（工事現場や農作業中の事故など）、無免許運転や酒気帯び運転、自転車の2人乗りなどによる事故、地震・強風などの天災が原因で発生した事故、車両の乗り降りのときに起きた事故など

▼共済見舞金など

○**けがで通院や入院をしたとき**…見舞金3万円または7万円（後遺障害が残った場合は50万円）

○**死亡したとき**…弔慰金100万円

※交通事故証明書が発行されない場合、見舞金等は支給しません。このような場合、災害の程度に関わらず特例見舞金として1万円を支給します。

▼**請求期間** 交通事故が発生した日から1年以内
▼**請求に必要な書類** 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書（被災者名が確認できるもの）や医師の診断書などが必要です。詳しくはお問い合わせください。

【交通事故にあったら必ず警察に届け出を！】

交通事故にあった場合、必ず警察署または最寄りの交番に届け出てください。同乗者や相手方がいない自損事故、自転車等の単独転倒なども必ず届け出ましょう。届け出をしないと交通事故証明書が発行されません。

■問い合わせ先 地域交通課（☎35-1102）



小型除雪機の 企業から町会等への 貸借を仲介します

■問い合わせ先
道路維持課雪対策室
（☎32-8555）



市では、市民・企業・行政が力を合わせ、地域協働で雪対策に取り組む新たな共助の仕組みとして、除排雪を行う町会等と小型除雪機を提供したい企業の地域活動（CSR）を仲介（マッチング）しています。

当事業ではこれまで、弘前ガスと稲田町会、張山電気と徳田町町会、城東電気と松原町会の3組のマッチングが成立し、小型除雪機が貸し出されました。

○参加を検討する企業の皆さんへ

参加企業には当該事業のPRステッカーを配布し、町会が行う除排雪活動については「市民活動保険」を適用します。詳しくはお問い合わせください。

○貸し出しを希望する町会等は

参加企業とのマッチングが成功した場合は、小型除雪機を無償で借用できます。借用できる条件など、詳しくはお問い合わせください。

※この他、生活道路の除雪作業や高齢者世帯等の間口の寄せ雪処理などを行う目的で、市が保有する小型除雪機を町会等に貸し出しています（数に限りがあります）。